



ふれあい

発行所：鳥取県人権教育推進協議会（県人教）

〒680-0846 鳥取市扇町2-1番地

鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館内

TEL：0857(22)0578 / FAX：0857(22)0593

URL：http://torikenjinkyou.sakura.ne.jp/

発行者 岡崎 周治



本年もよろしく お願いします

新春を迎え、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の世界的拡大から3年が経過しました。その間、日々の生活環境のみならず、社会のあり方そのものが大きく変わりました。一方、新たなスタイルが定着し、日常を取り戻しつつあります。

昨年は、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」を3年ぶりに開催できました。特に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、県内全市町村並びに関係機関等の皆様のご理解とご協力により、東部を主会場にし、中西部にもそれぞれ5つのサテライト会場を設けて開催することができました。参加者からは「コロナ禍によってオンラインでの研修が増える中、久しぶりの参集型で、その良さを再認識した」というような声をたくさんいただきました。

改めましてご支援・ご尽力を賜りました皆様に心より御礼申し上げます。

また、本年は、第1回部落解放鳥取県研究集会が開催されてから50年目(※)となります。第1回研究集会は「差別の現実から深く学び部落の完全解放と日本の平和と民主主義を確立しよう」というテーマで開催されました。その後、研究集会は、「差別の現実から深く学ぶ」という同和教育の基本原則を踏まえ、様々な人権問題の解決をめざして広がりをもった研究集会に発展してきました。

そして、県内でも人権教育・啓発、人権問題に対する制度や取組基盤が整いつつある一方、今なお部落問題をはじめ様々な人権問題が発生しており、本研究集会の担う役割は一層高まっています。

そこで、今後も、本協議会は、県民の皆様をはじめ、様々な関係機関と手をつなぎ、社会教育と学校教育が一体となった人権教育の推進に向けて取り組んでいきますので、皆様からの一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本年が皆様にとってより良き年になりますよう祈念し、年頭の挨拶といたします。

鳥取県人権教育推進協議会 事務局一同

※本年度の研究集会は、第48回となるが、第34回全同教(1982年)と第53回全人同教(2001年)の2回研究集会を中止しているため本年が50年目となる。

■ 2023(令和5)年度 各種集会・研究会について

2023.1.26現在

■ 全国人権教育研究協議会主催

教育課題別研究会～創る つながる きり拓く～	7月26日(水)	和歌山市
「豊かな人権教育の創造」実践交流会	8月4日(金)	長野市
第74回全国人権・同和教育研究大会	11月25日(土)～26日(日)	兵庫、京都、大阪

■ 全国人権教育研究協議会後援等

部落解放第66回全国女性集会	5月20日(土)～21日(日)	姫路市
第48回部落解放・人権西日本夏期講座	6月20日(火)～21日(水)	松山市
第70回四国地区人権教育研究大会	7月12日(水)～13日(木)	徳島市
第42回全国在日外国人教育研究集会	8月5日(土)～7日(月)	徳島市(調整中)
第49回九州地区人権・同和教育夏期講座	8月17日(木)～18日(金)	宮崎県
部落解放第67回全国青年集会	8月19日(土)～20日(日)	近江八幡市
部落解放第55回全国高校生集会	8月19日(土)～20日(日)	近江八幡市
第54回部落解放・人権夏期講座(高野山夏期講座)	8月24日(木)～25日(金)	和歌山県高野町
第39回阪奈地区人権・同和教育研究交流会	9月15日(金)	大阪市
第14回中国ブロック人権・同和教育研究集会	10月7日(土)	鳥取市
部落解放研究第56回全国集会	11月14日(火)～15日(水)	和歌山市
第44回全国人権保育研究集会	1月27日(土)～28日(日)	奈良市
第38回人権啓発研究集会	2月1日(木)～2日(金)	京都市



2023年4月1日「こども基本法」施行 子どもには意見を言う権利がある

ご存じだと思いますが、昨年6月15日に、子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁設置法」と、子どもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」が成立し、本年度4月1日から施行されます。

この「こども基本法」の第一条には、「日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが自立した個人として、等しく健やかに成長することができる社会の実現を目指す」と明記され、第三条には、子ども施策の基本理念として、「適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達、並びにその自立が図られること、教育を受ける機会が等しく与えられること」などと述べています。そして、第四条以降では、こうした理念に基づいて、施策を行うことは、国や地方公共団体の責務だとしたほか、企業や国民も努力するよう要請されています。

さらに、重要なポイントは「子どもには意見を言う権利がある」と盛り込まれたことです。子どもが自らの意見を言ったり、社会の様々な活動に参加したりする権利があるとし、大人はこどもの意見を形式的に聞くだけでなく、それを重んじることとされています。

また、国や地方が子どもに関する施策を行ったり評価したりする場合、子どもや保護者などの意見を反映させるよう求めています。

※「こども」の表記について:「こども基本法」の名称及びその条文は、全て平仮名表記となっているため、引用等は平仮名表記とした。

編集後記



第7波を乗り越えれば、元通りの生活ができると期待していましたが、現在は第8波、そして、9波という声も…。

五味太郎さんが、「(コロナ禍において)『早く元に戻ればいい』って言われがちだけど、じゃあ戻ったその当って本当に充実してたの？ 本当にコロナ前に戻りたい？と問うてみたい。」(「コロナ後の世界を語る」2020 朝日新聞社編)と語っています。

しばらくすれば、新たな生活様式として、コロナ禍前の日常生活に近づき、「コロナ差別」もみられなくなると思います。しかし、「コロナ差別」は新型コロナウイルスが生み出したのではなく、以前から私たちの根底にある人権意識の脆弱性が、コロナ禍によって浮き彫りにされたことを忘れてはいけません。そして、「コロナ差別」を通して私たちが学んだことを基にして、様々な人権問題の解決に向けた取組に広げていくことが大切だと思います。